

第2章 社会福祉法人の設立

第1節 設立準備委員会

社会福祉法人の設立準備については、特段のルールがなく、一般的には設立予定者同士が法人設立のための準備委員会（以下、「準備委員会」という。）を発足させ、設立準備を進め、この準備委員会代表者が設立認可申請を行うこととなる。

また、法人設立と同時に社会福祉施設の施設整備を行う場合の申請も、原則として当該準備委員会の代表者名で行うこととしている。

法人設立に当たっての必要な資金・不動産等の確保と管理、役員等人事、設立後の法人運営などについて、合議体による準備委員会においてこれらを決定することにより、その透明性と確実性が図られることが期待される。

1 準備委員会の位置づけ

準備委員会は法人格を有しない任意団体ではあるが、

- (1) 団体としての組織を備えていること
- (2) 代表者の選出方法を定め、かつ選出していること
- (3) 多数決の原理による運営方法を確立していること
- (4) 財産についての管理方法を定めていること

などの要件を満たすことが必要である。

なお、準備委員会の作業は、対外的には代表者が行うものの、その責任については準備委員会の財産の範囲内で負うこととなるので、準備委員会の構成員はその責任を自覚するとともに、準備委員会は、法人設立後の運営をスムーズに行うための試行期間と位置付けることができる。

2 準備委員会の組織・運営等

(1) 構成員

社会福祉法人の設立時において役員に就任する予定の者は、全て準備委員会の構成員となることが望ましく、少なくとも、設立理念と事業の継続性の観点から、設立時における役員の3分の2以上は準備委員会の構成員として参画すべきである。

同じく、準備委員会の代表者は、社会福祉法人設立時においても代表者（理事長）に就任することが通例である。

また、準備委員会には事業を実施する地域（町内会・自治会など）の住民が構成員、またはオブザーバーとして関与することが望ましい。これは、事業実施にあたっては地域の同意・協力は欠かせないものであり、かつ社会福祉法人の役員には地域の代表者の参加が望ましいからである。

[準備委員会構成員の構成例]

- ① 設立準備の中心者である社会福祉法人理事長予定者
- ② 建設用地寄附予定者または土地等取得経費資金提供者など施設確保等の基盤整備に関係する者
- ③ 同種社会福祉事業実施経験者など学識経験者
- ④ 地域の福祉増進及び連携ある事業実施という観点からの民生委員・児童委員、町内会長、地域の福祉関係ボランティア団体代表者など

また、社会福祉法人の設立代表者の近親者等のみで構成することは、民主的な運営等の観点から認められない(理事等における親族等の人数制限に留意すること)。

なお、設計事務所やコンサルタント業者等は、取引先業者にあたり、準備会のアドバイザーとしての参画にとどめ、準備委員会の構成員にはなることはできない。

(2) 総会

準備委員会の意思決定は、その構成員全員からなる総会(社会福祉法人における理事会に相当)により、多数決(場合によっては特別多数決)をもって決定されことになる。

また、審議内容は、議事録として書面に残し、社会福祉法人設立申請の際に提出する必要がある。

この総会という名称と、これに執行機関の機能を持たせるか否かは準備委員会の規模によると考えられる。多くの場合、準備委員会の構成員は設立予定者の10人前後であるので、その場合は、あえて意思決定機関と執行機関を分ける必要はないと考えられる。

ただし、準備委員会の構成員が多数(障害福祉施設設立時における親の会など)の場合は、執行機関の機能性の観点から総会が執行機関を兼ねることは好ましくなく、また積極的に準備作業を行う一部の構成員により意思決定が行われがちとなるので、少人数(設立する社会福祉法人の役員就任予定者など)による機能的な執行機関を設け、総会を最終的な意思決定機関とすることが望ましい。

(3) 代表者

準備委員会には代表者1名を置き、総会において選出する。

これは、準備委員会の対外的な代表権を明確にするとともに、代表者は、関係機関への手続きを行い、法人設立認可申請においては申請者となる。

したがって、代表者は、準備委員会に毎回出席し、重要事項の審議、決定に参画することが望ましい。

なお、原則として代表者については、他の準備委員から法人設立に係る事務の一切を委任する旨の「委任状」を徴するものとする。

(4) 監査機関

設立準備にあたっては各種の経費が発生するが、これら準備委員会における資金・財産は全て構成員による総有財産であり、各構成員はその状況について把握し、かつ適正に執行することを求める権利がある。

そこで、代表者とは別に監査する人を定め、可能なら年1回、少なくとも準備委員会解散時

には監査を行い、その結果を総会において報告する必要がある。監査人には、設立する社会福祉法人の監事就任予定者が適当である。監査する内容は会計経理の状況が主となるが、必要に応じ、準備状況全般について意見を述べることも重要である。

(5) 運営のルール

設立目的について合意を図るとともに、基本的な事項についてルール化するために、準備会を発足するにあたっては会則等の規程を定める必要がある。

[会則に定める事項の例]

- ① 目的
- ② 代表者の選任及び解任方法
- ③ 監査
- ④ 資産及び会計
- ⑤ 規程の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ 会議の定足数
- ⑧ 議決、承認等の意思決定方法（一般には多数決）

さらに総会においては、規程で掲げる事項のほか、随時設立準備状況について報告を行うとともに、必要に応じて今後の方針について合意を図る必要がある。

(6) 会計管理

準備委員会においては、社会福祉法人の設立準備に要する経費が必要であるが、その経費については、公的な助成制度はないので、準備委員会の構成員が資金を拠出し、あるいは設立に賛同する人から寄附により賄うこととなる。これら資金は、準備委員会の構成員の総有財産であるので、資金管理の透明性を確保し、かつ適正に処理することが求められる。

また、社会福祉法人設立に必要な資産（建設自己資金・運転資金・法人事務費等）は法人設立後、各贈与契約書に基づいて寄附されるもので、準備委員会に要する経費には充当できない。

① 会計責任者の選任

会計管理の責任体制を明確化するために、会計担当者を選任することが必要であり、選任方法については、総会による選任や代表者による選任が考えられるが、いずれの場合も、選任方法については規程等を定め明確化するほうが良い。

② 会計単位・会計年度・会計科目

設立準備に要した経費を処理する会計単位として、「準備委員会会計」を設定することが必要である。

準備委員会会計における収入は、準備委員会の構成員及びその趣旨に賛同する人からの寄附金がほとんどであり、これらを収入計上し、支出には社会福祉法人設立までに要する経費（総会開催経費、施設整備における基本設計費、印刷製本費、旅費他、必要経費）を計上する。

会計年度は原則として1年単位（一般的には毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日までの期間）とすることが適当であるが、任意の団体であり、専任の会計担当職員がいないことが通例であることから、準備委員会発足から社会福祉法人設立までの期間を一会計期間とする会

計処理の採用も考えらる。

年度を超えた会計処理の場合は、中間における会計報告を行うことが、適切な資産管理として必要と思われる。

会計科目は、社会福祉法人が行う会計処理に基づいた科目を使用することが望ましいが、資金の出入りは稀であり、準備段階であることから、簡略化して用いても差し支えない。

法人の設立時には準備委員会会計は閉鎖することとなり、その清算方法については総会で決定し、処理することになる。

なお、清算終了後、準備委員会会計において、残余が生じた時は準備委員会の趣旨を考慮し、設立した社会福祉法人に引き継ぐ（寄附）ことが望ましいと考えられる。ただし、未払金（負債）を負っての社会福祉法人の設立は認められないので、未払金を社会福祉法人に引き継ぐことはできず、準備委員会の構成員の負担により処理することとなる。

また、法人設立後に準備委員会会計において要した経費を遡って、設立後の法人が負担することは認められない。

③ 予算・決算

総会において、会計年度開始前に予算を議決し、終了後には決算報告の承認を得ることによる合意を図る必要がある。

予算は代表者により編成するが、行政機関等との協議状況によって設立準備の進捗状況は大きく変わるため、社会福祉法人のような予算の統制は難しいと考えられる。準備委員会の構成員が少人数である場合には単なる事業指針となってもやむを得ないが、構成員が多数である場合には一定の拘束力を持たせる必要がある。

決算報告は、準備委員会の財産が適正に処理されていることを各構成員が確認するためにも、重要であり、代表者により年1回及び解散時に報告し、併せて監査人による監査結果報告を受ける必要がある。

3 準備委員会の実務と活動

(1) 準備委員会での協議事項等

準備委員会においては、少なくとも次に掲げる事項を協議決定しなくてはならない。

- ① 準備委員就任の承諾
- ② 準備委員会会則の決定（定めた場合に限るが、第1回の準備委員会で承認を得る）
- ③ 設立代表者の決定（準備委員の中から1名）
- ④ 設立代表者が資金等の寄附を行う場合、その贈与契約に関する承認
- ⑤ 会計責任者の選任
- ⑥ 準備委員会の事務所の所在
- ⑦ 設立する法人の名称
- ⑧ 設立する法人が行う事業及びその名称
 - ・社会福祉事業
 - ・公益事業

・収益事業

- ⑨ 実施事業（施設）の場所（住所）※候補地
- ⑩ 事業用地及び運営資金の調達方法
- ⑪ 資金計画（用地の取得、寄附金等の調達、医療機構、協調融資等の借入など）
- ⑫ 贈与契約の締結
- ⑬ 設立する法人の定款
- ⑭ 設立後の法人の規程類
- ⑮ 設立後の法人の役員（理事・監事）の選任と承諾
- ⑯ 設立後の法人の理事長の選任
- ⑰ 設置経営する社会福祉施設の施設長の選任

これらの事項は準備委員会の会議での「議案」とし、決定した際は全て議事録に決定（議決・承認）した旨を明記する必要がある。

(2) 準備委員会の活動

実施事業とその内容、場所等が決定すると、関係行政機関や土地所有者、事業予定地の近隣住民等への説明会開催など、準備委員会が主体となって活動することとなる。

準備委員会では、これらの担当委員を決定するとともに、その進捗状況を会議で報告し、委員全員が情報を共有することが重要である。

(3) 準備委員会の経費

準備委員会の運営及び活動には、①近隣住民への説明会開催費用等の経費、②施設整備を行うための基本設計費等の準備経費のほか、③各種証明書類の手数料が必要であり、これらの資金は、通常、設立代表者等からの資金提供（準備会へ寄附）により行われる。

資金の収入、支出は、準備委員会の会則に定め、適切に処理されることが必要である。

(4) 諸記録等の作成と保存

準備委員会は、札幌市や地域住民との協議、土地の確保、施設等の基本設計など、設立準備にあたっての様々な活動を行うが、これらの活動については記録として残さなくてはならない。

- ① 準備委員会議事録
- ② 会計帳簿及び証憑書類
- ③ 住民説明会記録
- ④ 設計業者等の選定及び打ち合わせ記録
- ⑤ 土地売買等の各種（仮）契約書（協定書）
- ⑥ 行政機関に対する各種提出書類の控え
- ⑦ 福祉医療機構等の金融機関に対する各種提出書類の控え
- ⑧ その他必要な事項に係る書類等

第2節 社会福祉施設整備を伴う社会福祉法人設立の手順

1 社会福祉施設

社会福祉施設とは何かを一般的に定義したものは法律にはないが、本節における社会福祉施設とは、法第2条に規定する社会福祉事業としての施設を言う。

社会福祉事業としての施設は、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び売春防止法に規定される各施設が該当し、国や地方公共団体から施設整備費補助を受けることができる。これらの各法別には「この法における施設は～」という記載があり、それ以外は“事業”という位置づけとなる。

なお、補助制度による施設整備を伴わないものであっても、国の通知により土地又は建物に係る基本財産の緩和要件を受けるもの、及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定される障害福祉サービス事業所（療養介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る【平成18年12月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡】）は、法人設立時の資産要件について、“施設”として扱われるので、留意されたい。

社会福祉施設等	措置制度によるもの	措置委託	救護施設、児童養護施設、乳児院、婦人保護施設、養護老人ホームなど	
	利用制度によるもの	私的	介護保険方式	特別養護老人ホームなど
		契約	障害者自立支援方式	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設など
		行政との契約方式		保育所、母子生活支援施設など
		事業費助成方式		学童保育、軽費老人ホームなど
その他		身体障害者福祉センターなど		

2 施設整備の基本的要件

(1) 設置主体

社会福祉法人は、国や地方公共団体から施設整備費補助を受けて社会福祉法第2条に規定される第一種及び第二種社会福祉事業の施設の設置主体である。

(2) 土地・建物

社会福祉施設を経営する法人を設立する場合には、施設経営を行うのに直接必要な土地・建物について所有権を有していなければならない。

また、施設経営を行うのに直接必要な土地・建物のうち、法人が所有権を有していないものについては、国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けていなければならない。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けても差し支えないこととされているが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。

(3) 施設等整備基準

福祉各法及びこれに基づく省令等、本市条例又は要綱等に施設の設置基準が定められている

ので、この基準に適合した建物及び設備を整備する必要がある。さらに、言うまでもなく建築基準法等の各種法令・通知を満たす必要がある。

(4) 職員等の配置基準

職員の資格又は配置の基準については、施設種別ごとに国が示す基準によるほか、他の法令、本市条例等によることとなる。

3 事業計画

準備委員会が事業計画を作成するにあたり、誰に対してどのような福祉サービスを提供するかにより実施事業を決定しなければならず、基本となる福祉ニーズがなければ事業として成立しない。

福祉サービスに対するニーズについては、札幌市の福祉計画が1つの指針となり、その計画に沿った事業構想が必要である。

そこで、実施事業を決定するにあたり、札幌市の事業所管部と相談を行い、並行して具体的な実施場所を選定し施設建設が可能かどうかを調べる必要がある。また、市街化調整区域、農地、生産緑地など土地の用途制限も調査を行う必要がある。

4 資金計画

施設の整備に当たっては、土地の確保、施設の建築、設備・備品の購入、職員の雇用、諸手続費用等、施設立ち上げに係る経費から施設開設後の当座の運営経費までを見込んだ資金計画を立てる必要がある。資金計画は施設整備の基本的事項であり、途中で計画が破綻しないよう十分検討されたい。

これらの経費を全て設立予定者が負担すると多額な自己資金が必要となるので、以下に掲げる国及び民間助成団体の各種補助制度や、福祉医療機構等による融資制度を活用することとなる。

(1) 公費による補助金

各施設の整備については、国庫補助金等の制度が設けられているので、これらの補助制度については、札幌市の各事業所管部にて相談することとなる。

(2) 自己負担

上記公費による補助金を除く資金は設立予定の社会福祉法人の自己負担となる。その資金調達は通常次のとおり。

ア 福祉医療機構の貸付

福祉医療機構は、法律で設立された独立行政法人で、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の貸付、その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等の退職共済制度の運営を行なっている。この融資については、福祉医療機構に相談する必要がある。この融資については、施設完成後（据置期間1年等）に償還する必要があるため、償還財源についても用意することが必要である。

イ 民間助成団体の補助金

福祉事業に対し補助金を助成する民間の助成団体がある。但し、公費の補助があるものについては除く等の助成の条件があるので、各団体に相談する必要がある。

ウ 自己資金（施設・設備整備）

補助制度や貸付制度を活用するほか、一定額の自己資金を用意することとなる。自己資金といっても設立される法人には資金はなく、設立予定者や設立に賛同する者からの贈与（寄附）でまかなうこととなる。ただし、自己資金として確実に収入されることが必要であり、寄附者が金融機関から借り入れて寄附することは認めていない。

なお、寄附とは、何らかの反対給付を予定しない一方的な財産の提供であり、寄附者は、寄附の目的どおりに使用してくださいという以外に資金等の提供に対して何らの見返りを期待しないものとされている。

エ 自己資金（運転資金等）

施設整備資金以外の自己資金として、施設開設から実際に措置費等が収入されるまでの間の必要な運転資金（主に職員給与等にあてるもの）や、法人が設立認可された後の施設開設までの間の法人の事務費（登記費用、法人事務職員の旅費等）を確保しておく必要がある。これも、設立予定者や設立に賛同する者からの贈与（寄附）でまかなうこととなる。

なお、実際に資金の提供を受けるのは、あくまでも準備委員会ではなく、設立後の社会福祉法人となる。

◆ 資金計画【例示】

収 入		支 出	
札幌市補助金 (国庫補助金含む)	千円	施設・設備整備費	千円
福祉医療機構（借入）	千円	建築主体工事費	千円
自己資金（贈与金）	千円	設計・監理費	千円
施設・設備整備費	千円	その他工事費	千円
用地取得費	千円	設備整備費	千円
運転・運営資金	千円	用地取得費	千円
合 計	千円	運転・運営資金	千円
		合 計	千円

5 用地確保

社会福祉施設を経営する法人を設立する場合には、施設経営を行うのに直接必要な土地について所有権を有していなければならない。

また、施設経営を行うのに直接必要な土地のうち、法人が所有権を有していないものについては、国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けていなければならない。

なお、特例については、第1章第3節を参照のこと。また、崖地や地滑り危険地域などでの建設は相応しくない。

6 施設建設

具体的な施設建設計画を立案するためには、設計業者により基本設計を行い、施設の概要を決める

とともに、建設費用の見積りを行う必要がある。設計に当たっては、各種法令を遵守することはもちろんのこと、施設整備基準を満たし、使い勝手のよい施設となるよう十分検討する必要がある。

(1) 設計業者の選定

基本設計に係る設計業者の選定については、特段の行政指導上の基準はなく、準備委員会で決めることとなる。

一般的には、選定に当たっては、過去の事業実績や設計委託料などが目安となり、施主の意見や注文に弾力的に応じられるか否かも判断材料となろう。なお、設計業者が設立代表者を代理して事業所管部に相談に来るケースがあるが、このような場合はほとんどが社会福祉法人の設立や施設整備の事務が設計業者任せとなっていることが多い。そのため、施設整備が設計業者主導となってしまう、法人設立後において設計業者との関係がなくなった後、法人・施設運営についての情報が引き継がれず混乱が生じる要因となりかねない。

本来は、札幌市と相談し、実施事業を決めてから設計業者を選定するのが望ましい。なお、設計にあたっては、設立代表者及び施設長予定者が積極的に関与するよう心掛ける必要がある。

(2) 施設建設業者の選定

施設建設工事に係る業者との契約には、厚生労働省の通達により、各自治体の公共事業に準ずる形の入札で行なうよう指導されている。札幌市においては、各事業所管部における施設整備の手引等に従って手続きを進めることになる。

7 職員確保

福祉施設を経営していくためには、様々な職種の職員を雇用することとなる。遅くとも施設開設の1カ月以上前にこれらの職員を雇用し、研修等を実施する必要がある。施設長予定者は、一定の資格が要求されていること、他の職員より前に雇用し事業計画づくりに参加してもらう必要があることから特に留意が必要である。

8 地元地域、行政との協議

(1) 地元地域との協議

準備委員会は、実施事業・実施場所の決定後は、その地域住民に対して理解と同意を求める必要がある。現在の社会福祉施設の運営は、より積極的、開放的な活動を行い、地域に開かれた施設づくりを求められている。そのためには、施設建設時における地域住民の同意はもちろんのこと、施設開設後も“開かれた施設運営”を行うために、施設開設時から地域住民の意見を取り入れていく工夫が必要である。地域住民との対話については、地域の自治会等の住民組織を通じて行うことが大切であり、事業内容を説明するとともに、地域への還元方法等地域に開かれた施設づくりについて地域住民に対して協力を依頼することも必要である。

(2) 札幌市との協議

施設建設の用地が確保され、地域住民の理解を得、資金計画も整い施設整備計画案の策定ができた段階で、札幌市の監査指導室に「施設整備及び社会福祉法人設立に係る事前協議書」を提出することになる。この協議書については、必要に応じ札幌市より具体的な助言があるので、

適宜、調整等を行い最終的な計画が作られることとなる。

次に、社会福祉法人としての事前審査を行う「札幌市社会福祉法人設立認可審査会・幹事会」で、社会福祉法人としての審査が行われ、その後、社会福祉施設の整備に係る審査を行う「札幌市社会福祉審議会社会福祉施設等整備審査専門分科会（特養）」、「札幌市子ども子育て会議認可・確認部会（保育所）」が開催される。

9 社会福祉法人設立認可申請

(1) 申請手続き

社会福祉法人設立認可申請書は、札幌市長（事業所管部）あてに提出する。

- ① 提出部数 正本1部、副本2部（事業所管部及び監査指導室分）
- ② 提出書類
 - ・ 設立認可申請書 資料を参照のこと。
 - ・ 添付書類 資料を参照のこと。

(2) 審査基準

社会福祉法、社会福祉法人関係通知及び札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱（平成9年4月1日民生局長決裁）による。

(3) 標準事務処理期間

30日

10 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の開催

札幌市では、社会福祉法人の申請がされた段階で、申請書等の点検を札幌市が行い、社会福祉法人の設立認可を公平かつ適正に審査するため「札幌市社会福祉法人設立認可審査会」を開催する。

審査会は、法人設立認可申請の内容等について次の観点から審査を行い、適当と認められる場合に認可することとなる。

- (1) 法人の設立事務、資金管理等が準備委員会において協議され、適正に処理されていること
- (2) 役員等の構成、資格要件等が関係法令及び通知等に適合していること
- (3) 資金計画が適当であること及び資金調達（運営費を含む）が確実であること
- (4) 敷地等の資産確保が確実であること
- (5) 法人及び施設の事業計画が適当であること
- (6) 施設がその設置基準に適合していること
- (7) 施設長予定者が有資格者（施設長資格）であること
- (8) 法人の諸規程が準備されていること
- (9) その他

11 設立認可書の交付

上記の審査会において設立認可について問題ないと判断された場合、設立認可書が交付される。

第3節 社会福祉施設整備を伴わない社会福祉法人設立の手順

※ 施設整備を伴わないとは、「国・札幌市の補助制度による施設建設を伴わない」という意味。事業は第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業にそれぞれある。

1 社会福祉施設を経営しない法人

(1) 資産

社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉事業のみの経営、社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならない。

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込まれる場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして札幌市長が認める額の資産とすることができる。

以下の事業の経営を目的として法人を設立する場合については、国の通知により資産に係る要件緩和がなされている（第1章参照）。

- ① 居宅介護等事業（母子家庭・寡婦・父子家庭・老人）、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る）
- ② 共同生活援助事業等（認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業、複合型サービス福祉事業、障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助に係るものに限る））
- ③ 地域活動支援センター
- ④ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業

(2) 手順

ア 設立準備委員会

施設整備を伴わないので、施設に関する手続は不要であるが、設立準備委員会の設置については、社会福祉施設整備を伴う社会福祉法人と同様に設置の必要がある。

イ 申請の手続き

- ① 事業所管部に事業開始の相談をするとともに、「社会福祉法人設立に係る事前協議書」（②の申請書をもって事前協議書に代えている）を監査指導室に提出する
- ② 社会福祉法人設立認可申請
- ③ 札幌市社会福祉法人設立認可審査会・幹事会の審査
- ④ 事業所管部へ事業開始の手続
- ⑤ 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の審査を経て認可

※ 協議書の提出及び事業開始の手続の時期については、事業所管部と相談する必要がある。